

期 日 令和4年2月28日  
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和4年 第2回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

## 令和4年第2回農業委員会総会議事録

令和4年2月28日第2回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 3時00分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、 会議書記の指名について</p> <p>日程3、 議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について</p> <p>日程4、 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程5、 議案第10号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について</p> <p>日程6、 その他</p>
2	<p>委員定数 11名</p> <p>出席委員 11名</p> <p style="padding-left: 20px;">1番 木谷辰彦、 2番 佐藤健一、 3番 森木信廣、 4番 大沼清人、</p> <p style="padding-left: 20px;">5番 大嶋紀之、 6番 仙北 要、 7番 松倉利幸、 8番 大嶋利幸、</p> <p style="padding-left: 20px;">9番 前野憲和、 10番 嘉門宏美、 11番 仙北清孝</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p style="padding-left: 20px;">9番 前野憲和 委員</p> <p style="padding-left: 20px;">10番 嘉門宏美 委員</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">局長 若林利行、次長 佐藤幸喜、係 宮崎勉</p>
5	<p>本会の書記次のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">係 宮崎勉</p>
局長	<p>それでは、只今から令和4年第2回増毛町農業委員会総会を開催します。</p> <p>開催にあたりまして会長より挨拶を頂きます。</p>
会長	<p>はい、本日はお足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。えー、今最大のニュースはやはりウクライナへのロシア侵攻ということで、大変大きな話題となっております。農業の分野から考えますと、ウクライナというのは大変な穀倉地帯であり、農業大国であります。この戦渦が長引きますと世界的な穀物相場あるいは食料に関する事柄が問題になってくるかと思えます。食料安全保障とか、エネルギー保障という分野で、我々一人ひとりが考えていかなければならない出来事かなと思っております。ロシアといいましても、遠く離れたところでの出来事ではございますけども、ロシアは日本の直ぐ隣にありますので、我々も他人事と思わずにですね、しっかり安全保障、食料のこととか考えていかなければならないかなと思っております。国内情勢に目を向けますと、やはりまだコロナの影響が猛威をふるってございまして、蔓延防止重点措置もまだ解除されていない状態であります。世界的に見ますと、多くの場所でマスクもオープンにするという所もあるようですけども、まだまだ日本ではマスク着用、それから飲食の自粛ということがまだ長引くのかなと思っております。えー、今回は、まだ寒い中ではございますけども、また気候が少し変わるとか、ちょっとプラスな状況が出てきておりますので、その辺も踏まえまして本日はよろしく願いいたします。</p>

局長	<p>本日の出席委員は11名中11名であります。農業委員会会議運営規則6条の規定による定足数に達しております。</p> <p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程のほう出していただけますか。うまく出ますか?いいですか。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は9番前野委員、10番嘉門委員にお願いします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には宮崎勉君を指名します。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、議案第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議案第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和4年2月28日提出増毛町農業委員会会長。</p> <p>【議案説明】</p>
議長	<p>はい、事務局から説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ご質問ありませんか?</p>
各委員	<p>【ありません】の声</p>
議長	<p>いいですか?</p>
各委員	<p>【はい】の声</p>
議長	<p>それでは、議案第8号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>はい、挙手多数。よって議案第8号については原案どおり可決されました。</p> <p>日程4議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」農地の所有権移転について、次のとおり許可申請があったが、適当と認め許可するものとする。令和4年2月28日提出増毛町農業委員会会長。</p> <p>【議案説明】</p>
議長	<p>はい、事務局から説明が終わりましたので審議に入ります。ご意見ご質問ありませんか?</p>
佐藤委員	<p>****は納得しているの?</p>
事務局	<p>納得しています。</p> <p>****に買い取りの話もしたようなんですが買ってまではやらないと。そして後から出た話なんですが交付金が何か5年以内に水を張らないと出ないとかに変わった</p>

	<p>のもあって、もういいかなというような話もしていたみたいで。</p> <p>納得済みだと思います。</p>
議長	<p>他に何かありませんか？</p> <p>いいですか？</p>
各委員	<p>【いいです】の声</p>
議長	<p>それでは、議案第9号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>はい、挙手多数。よって議案第9号については原案どおり可決されました。</p> <p>日程5議案第10号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」所有権1番から利用権8番まで事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議案第10号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」</p> <p>令和4年2月17日町長より農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による別紙農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を求められたので審議回答するものとする。令和4年2月28日提出増毛町農業委員会会長。</p> <p>【所有権1番から利用権8番まで説明】</p>
議長	<p>所有権1番から利用権8番まで事務局から説明が終わりましたので審議に入ります。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか？</p>
各委員	<p>【ありません】の声</p>
議長	<p>いいですか？</p>
各委員	<p>【はい】の声</p>
議長	<p>それでは、所有権1番から利用権8番まで裁決いたします。賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>【多数の挙手】</p>
議長	<p>挙手多数。よって所有権1番から利用権8番までは原案どおり可決されました。</p> <p>次に利用権9番について審議いたします。これについては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>はい、それでは再開いたします。</p> <p>利用権9番について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>【利用権9番説明】</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご質問ご意見ございま</p>

	せんか?
各委員	【ありません】の声
議長	いいですか?
各委員	【はい】の声
議長	それでは、利用権 9 番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって利用権 9 番は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。
議長	再開します。利用権 10 番について審議いたします。これについては**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。
議長	再開します。 利用権 10 番について事務局に説明を求めます。
事務局	【利用権 10 番説明】
議長	事務局からの説明が終わりました。何かご意見ご質問はありませんか?  いいですか?
各委員	【はい】の声
議長	はい、それでは利用権 10 番について採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	はい、えー挙手多数。よって利用権 10 番は原案どおり可決されました。暫時休憩いたします。
議長	再開します。利用権 11 番、12 番について審議いたします。これについては、* *委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。
議長	はい、それでは再開いたします。利用権 11 番、12 番について事務局に説明を求めます。
事務局	【利用権 11 番、12 番説明】
議長	はい、事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ご質問ございませんか?

各委員	【ありません】の声
議長	いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	それでは利用権 1 1 番、1 2 番を採決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって利用権 1 1 番、1 2 番は原案どおり可決されました。暫時休憩いたします。
議長	再開いたします。議案第 1 0 号については所有権 1 番から利用権 1 2 番まで原案どおり可決されました。 日程 6、「その他」事務局から何かありましたら。
局長	ありません。
議長	皆さんから何かありましたら。  いいですか？
各委員	【はい】の声
議長	はい、それでは本日の案件は全て終了いたしました。これで第 2 回増毛町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
	閉会時刻 午後 3 時 4 5 分
	以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	令和 4 年 2 月 2 8 日
	農業委員会会長 仙 北 清 孝
	議事録署名委員 前 野 憲 和
	議事録署名委員 嘉 門 宏 美